

国営施設応急対策事業（耐震対策一体型）
「角田地区」の事業計画（案）について

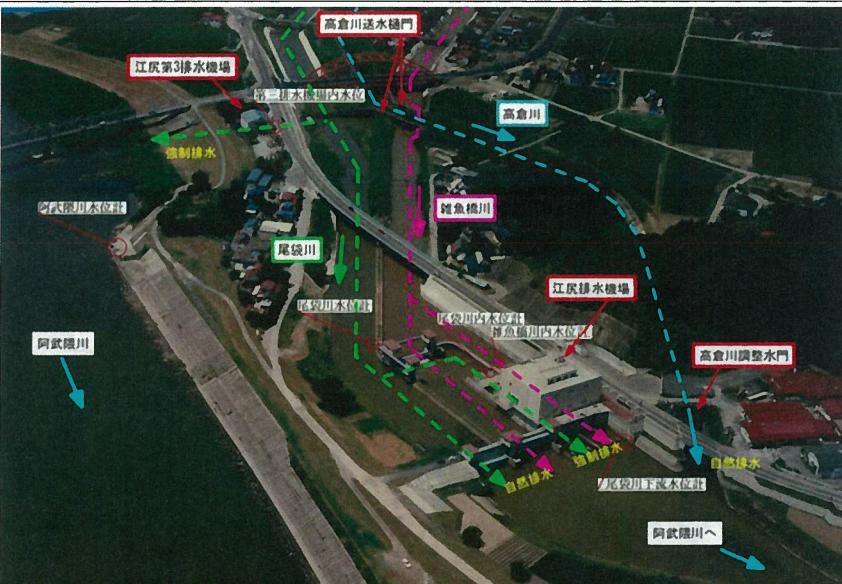
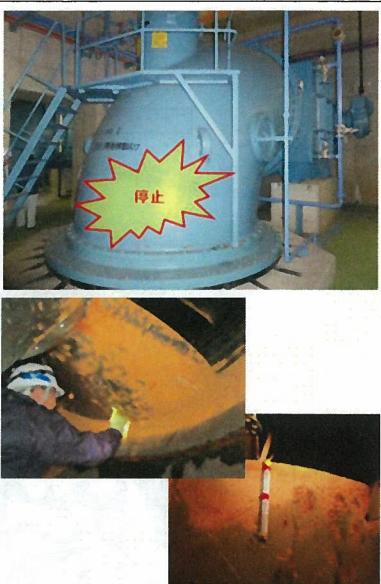
目 次

1. 事業目的・必要性	1
2. 地域	2
3. 受益面積	2
4. 主要工事計画	3
5. 事業費	3
6. 予定期	3
7. 予定管理者	3
8. 土地改良法手続き等の予定	4

1. 事業の目的・必要性

本地区の基幹的な農業水利施設は、国営角田土地改良事業（昭和59年度～平成7年度）により造成されたが、江尻排水機場においては主ポンプが緊急停止する不測の事態が発生し、湛水被害が生じているとともに、コンクリート構造物のひび割れや摩耗、除塵機設備の故障等による施設の性能低下が生じており、維持管理に多大な費用と労力を要している。さらに、大規模地震により損壊した場合、地域に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、本事業では、江尻排水機場の機能の保全と耐震化のための整備を一体的に行うことにより、排水機能の維持、維持管理の費用と労力の軽減及び施設の長寿命化を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資するものである。

	
江尻排水機場全景	ポンプ設備インペラ鋸
	
電気設備の故障による 主ポンプの緊急停止	主ポンプ停止による 農地の湛水被害
	江尻排水機場 除塵機設備の故障

2. 地域

宮城県角田市

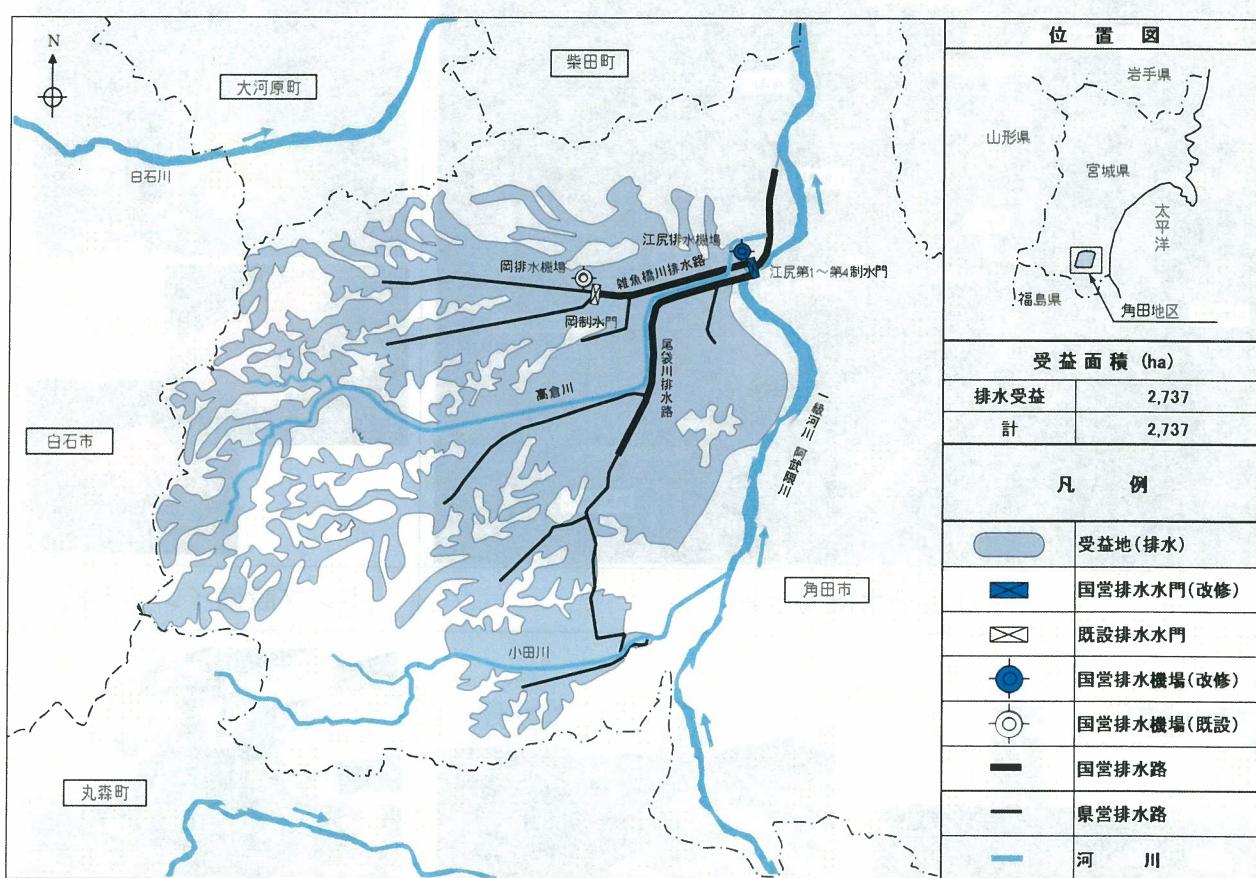
3. 受益面積

(平成29年4月時点)

土地利用区分	水田 (ha)	普通畠 (ha)	牧草畠 (ha)	樹園地 (ha)	計 (ha)
面積	2,194	513	—	30	2,737

※面積は角田土地改良区が保有する土地原簿及び角田市農業委員会が保有する農地台帳から一定地域の範囲を確認し、平成29年4月時点で積み上げて集計している。(国営事業の面積基準日は法手続き開始予定年度の前年度の4月で統一)

※小数第1位を四捨五入して整数表記している。



4. 主要工事計画

施設名	造成年度	数量	主な工事内容
江尻排水機場	S61～H7	1式	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート部のひび割れ、摩耗補修 ● 吸水槽の耐震化対策 ● ポンプ設備の補修（工場持込み整備等） ● 電気設備の更新 ● 建屋のひび割れ補修、塗装、耐震化対策 ● ゲート設備堰柱のひび割れ補修、耐震化対策 ● ゲート扉体の塗装、巻き上げ機の分解整備等 ● 除塵設備の更新

5. 事業費

(1) 事業費 ※精査中

(平成 30 年 3 月現在)

総事業費	備 考
58 億円	平成 29 年度単価
<耐震化対策 : 21 億円 >	(消費税 8%)

※耐震化対策は内数である。

※平成 30 年 3 月時点の試算のため、物価変動や河川協議及び事業計画の審査等の過程で変動することがあり、最終的には法手続きを経て事業計画確定時に決定される。

※現在、河川法第 24 条及び第 26 条に係る予備協議を進めており、平成 30 年度以降も継続して進める予定であり、河川管理者等の指示により工法変更となる場合は、総事業費も変動する可能性がある。

※総事業費のうち、營繕費、宿舎費及び工事諸費は、全額国費負担であり、県・市・農家の負担対象外である。

(2) 事業費負担割合

事業費の負担割合は、「国営施設応急対策事業」のガイドラインを基本とし、各関係機関で調整したものであるが、「国営耐震対策一体型かんがい排水事業」が適用される場合、耐震対策に係る事業費については「耐震対策」、耐震対策以外の事業費については「応急対策」の負担割合が適用される予定である。

区分	国	県	市	農家
応急対策（耐震対策以外）	2 / 3	19.4%	12.5%	1.5%
耐震対策	2 / 3	30%	3.4%	—

6. 予定期

平成 31 年度～平成 38 年度（予定）

7. 予定管理者

既存施設の改修であるため、引き続き角田市が管理する予定である。

8. 土地改良法手続き等の予定

平成 30 年 3 月 : 推進協議会（「平成 31 年度着手要望」決議）
土地改良区総代会（「平成 31 年度着手要望」議決）

平成 30 年 5 月末 : 事業申出書提出（5 月末までに本省必着）
<推進協議会長→知事 →農政局長→農村振興局長>
<改良区理事長→知事>

平成 30 年 8 月末 : 国営土地改良事業等の事前評価
平成 31 年度予算概算要求<農林水産省→財務省>

平成 30 年 12 月頃 : 事業計画書（案）審査了
同意省略協議<申請人（改良区）→知事>※同意省略になった場合
負担内諾協議<申請人（改良区）→知事>
<申請人（改良区）→市長>
予定管理方法等の決定<管理受託者（市）→農政局長>

平成 30 年 12 月末 : 平成 31 年度予算概算決定（政府原案閣議決定）

平成 31 年 1 月頃 : ※法手続き開始
住民等意見聴取（計画概要の公告・縦覧）
<申請人（改良区）→市長>
集落説明会（小田川水系の同意徵集対象者）

平成 31 年 3 月頃 : 事業計画の概要協議<申請人（改良区）→市長>
土地改良区総代会議決（「事業施行申請」議決）
同意徵集開始

平成 31 年 6 月頃 : 事業施行申請<申請人（改良区）→知事→農政局長→大臣>

平成 31 年 8 月頃 : 県知事協議<大臣→知事>
予定管理者協議<大臣→予定管理者（市）>

平成 31 年 9 月頃 : 適否の決定<大臣→農政局長→知事→申請人（改良区）>
事業計画決定<大臣→農政局長→知事>
事業計画決定の官報公告
事業計画書（写）縦覧

平成 31 年 11 月頃 : 事業計画確定※審査請求が無かった場合
※工事着手